

第 183 回 神戸市環境影響評価審査会 会議録

日 時	令和元年 6 月 13 日(木)10:00~12:10
場 所	環境局研修会館 テッケンビル 8 階
議 題	(仮称) 神戸山田太陽光発電所建設事業に係る環境影響評価書案に関する審議 (第 3 回)
出席者 26 名	◇審査会委員：10 名 太田委員，岡村委員，沖村委員，川井委員，武田委員，花田委員，藤原委員， 楨村委員，山下委員，吉田委員
	◇環境局職員：9 名 斉藤環境保全部長，中村環境保全指導課長，植木水・土壌環境担当課長 岡部自然環境担当課長，他事務局 5 名
	◇事業者：7 名 BayWa r. e. Japan 株式会社 事業開発部 多賀谷部長 他 6 名
公開・ 非公開	公開 (傍聴人 0 名)

○開会

【議 長】 本日は，先生方にはお忙しいところご出席いただきまして，ありがとうございます。

ただいまから，第 183 回神戸市環境影響評価審査会を開催いたします。

本日は，(仮称) 神戸山田太陽光発電所建設事業に係る評価書案に関する審議を予定しています。

それでは，事務局よろしく願いいたします。

【自然環境担当課長】 それでは，本日の資料を確認させていただきます。

《提出資料の確認》

【議 長】 それでは，議事に入ります。

事務局は事業者を入室させてください。

《事業者入室》

【議 長】 本日は，(仮称) 神戸山田太陽光発電所建設事業環境影響評価書案のうち，「水質」「地盤」「人と自然との触れ合い活動の場」「景観」「光害」「微気象変化」の項目，第 181 回，182 回審査会における委員からのご質問に対する

事業者回答、住民説明会の実施状況、住民意見に対する事業者見解についてご説明いただきます。

まず、水質、地盤、人と自然との触れ合い活動の場について、説明をお願いいたします。

《事業者より、資料2（仮称）神戸山田太陽光発電所建設事業に係る環境影響評価書案 10.環境影響評価の結果 10.4水質、10.5地盤、10.9人と自然との触れ合い活動の場 について説明》

【議長】 ありがとうございます。ただいまの説明について、何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

【委員】 図10.5-6に関して、排水路の縦断勾配が幾らぐらいあるのか知りたいので、縦断の仕上がり平均勾配を教えてください。

【事業者】 中央部が平均で約8%、南端で約2%です。

【委員】 ということは、水路はかなり急な勾配になっているということでしょうか。

【事業者】 その通りです。

【委員】 資料7の11ページにはS1%、S2%と書いてあるだけで、先ほどおっしゃった8%とか2%という勾配が実際に出ていないのですね。

【事業者】 林地開発の基準で、流速が6m/sまでは特別な処置を講じる必要が無いため、6m/s程度に抑えるために段差をつけて地表勾配よりも緩めの勾配を付け、そこを流していくという計画にしています。

【委員】 資料7の9ページに横断水路が同じように設けられていますが、これについてはいかがでしょうか。

【事業者】 東西方向に関しては、大体1%ぐらいの勾配です。

【委員】 それは先ほど言われた6メートルピッチで入れられているのでしょうか。

【事業者】 ピッチにつきましてはもう少し粗めに、40～50メートルぐらいの区画でとっています。

【委員】 森林法の技術基準は普通の開発基準とそれほど差は無いと聞いていますが、いかがでしょうか。

【事業者】 都市計画法の開発基準に比べますと、排水の面では流速の強いものについても許容されるという基準になっております。

【委員】 最近、特に強い雨が頻発していますので、水路が交わるところで、柵で水流の方向を変えるなどの対策が必要になると思いますが、そのような配慮をしていただけるのでしょうか。

【事業者】 柵等で流速を抑えて流していくというような構造になっております。

【委員】 資料7の9ページには柵が記載されていませんが。

【事業者】 それぞれ階上部に設置を計画しております。この図面では表現しきれていま

せんが、もう少し大きな縮尺でしたら確認いただけます。

【委員】 切土と盛土との境界では勾配がさらにきつくなりますが、そこでも配慮はしてあるということでしょうか。

【事業者】 はい。階段状にして流速を落としていくような工夫をしております。

【委員】 跳水や越水がないように配慮してください。

【事業者】 はい。

【委員】 パネル下の法面保護はどうなっているのでしょうか。

【事業者】 パネル下の地盤に対しては、今のところ吹き付け等を行う予定はございません。

【委員】 小段と小段とのピッチが長くなると、水の流れる量が増えてきて、侵食がかなり心配されます。今回の事業ですと、横断方向のピッチが60メートルもあり、水が集まる量が多くなっているの、地盤でガリー侵食やリル侵食が起こる可能性があります。その点も十分配慮していただく必要があると思います。

【事業者】 勾配がきつめの法面に関しては、委員がおっしゃるような方法で十分対策はとっております。また、パネルを張る部分についてはかなり平坦ですので、宅地造成と同じようなピッチでは水路をつけない計画にしております。

【委員】 水が集まってきて、パネル下の基礎の場所でガリー侵食が起こる、ということが無いように対策を講じていただければと思います。

【委員】 ちょっとずれる話になるかもしれませんが、実は房総半島でかなり深刻な事態になっているところがあります。こういう自然歩道の近くで工事が行われて、工事のために人が入ります。人が入るとトイレが必要になってくる。それから、昼食とかを食べた後のごみ処理が必要になってくる等、普段無いものをいろいろ設置して、それを遊楽客が同様に利用するというような状況が一定期間続きます。すると、そこに来ると人はそこにごみ箱やトイレがあるということをお前提にして来るようになってしまっていて、その工事期間が終わってそこがなくなると、今までマナーがよかった人が持ってきたごみを捨てていく、食べた残りを捨てていく。それから、その辺で用を足していくようになってしまうということが起こっているところが一カ所あります。この事業の場合、そういう工事関係者と遊楽客との間接的なコンタクトや影響については、どのように配慮されるのでしょうか。

【事業者】 資料2の10-360ページに図面を示しておりますが、自然歩道と近畿自然歩道については、事業の一番南側で東西に通るという状況になっています。工事関係者は自然歩道に対して直行する形で移動することになりますので、接点としては丸で示した調査地点あたりだけになると思われれます。ですので、今委員がおっしゃられたものについて、この自然歩道の利用者には直接触れることはないと考えます。

【委員】 車両が入りやすくなることもないでしょうか。車両が入りやすくなると、今

度はそういうところに入ってきて犬や猫を捨てていく人が出てくるということがありますので。

【事業者】 それはございません。

【議長】 ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、次に景観、光害、微気象変化について説明をお願いいたします。

《事業者より、資料2（仮称）神戸山田太陽光発電所建設事業に係る環境影響評価書案 10.環境影響評価の結果 10.10 景観、10.12 光害、10.13 微気象変化 について説明》

【議長】 ただいまの説明について何かご質問、ご意見がございましたらお願いします。

【委員】 景観の地点ということで、資料2の10-370ページのところに近景・中景、10-371ページに遠景の調査地点が書かれています。一方で、10-411ページでは、非常に近いところに住宅があるため、そこで光害を調査されています。なぜ景観のときに、この住宅地からの景観を調べられなかったのでしょうか。

二点目は、その光害について、10-412ページ表10-12-4で反射光の発生時間の結果を示していただいています。発生時間は短いものの発生時刻が朝の早い時間帯になっています。これは実際に別のところで起きていることなのですが、朝早く太陽光パネルからの光が差し込み、クレームが出た事例がございます。これらの点について、どのようにお考えになっているかをお聞きしたいと思います。

もう一点は、すごく小さいことなのですが、資料2の10-385ページの現況とシミュレーションの写真について、上の写真には道路のクラックが一部しか映っていないで、下の方の写真はクラックが全部映っている。ということは、シミュレーションのときはやや引いたということになります。どうしてこういう操作をされたのかということをお聞きしたいと思います。

【事業者】 まず一点目でございますが、光害の予測では樹林による遮蔽空間を定量的に予測評価に組み込めないため、樹林がない状態で予測をしています。10-416ページをご覧くださいなのですが、ここの西側の住宅と計画地の間にはこういった高木・中木、いわゆる樹林が約90メートル程度ございまして、実際には見通せません。そのため、景観の地点として選定をしていません。光害については、樹林がない状態でどうかということ把握して、それから樹林の効果を把握しましたので、このような表現になっております。

【委員】 よくわかりました。住宅地は東の方にもう一カ所ありますが、そちらも樹林帯があるのでしょうか。

【事業者】 東側からも計画地は全く見えません。

【委員】 わかりました。発生時間が朝早い点はいかがですか。

【事業者】 こちらについても、実際には見えない位置にありますので、影響はありません。また、資料2の10-385ページについて、上のほうが少し拡大したような形になっておりますが、これは単純なミスですので、修正させていただきます。

【委員】 質問が何点かあります。一つ目はフォトモンタージュに関することです。樹木の葉の影響を避けるために冬季を予測対象としたという説明ですが、この場所では葉による遮蔽影響はそれほど大きくないと思います。逆に、森林だったところに黒いパネルが貼られてかつ地面が見えるため、コントラストからすると初夏以降の方がはるかに影響が大きいと思いますし、自然歩道を通る方の数も初夏以降の方が多いので、緑があるときの写真を使ったフォトモンタージュをつくっていただいた方が良いと思います。周辺が緑であれば、現在とはもう少し違ったイメージになるのではないのでしょうか。

二つ目は、類似施設との比較に関することです。類似施設として資料2の10-422ページで設定されていますが、規模は比較的良好に似ているものの、地形がかなり違うのではないのでしょうか。つまり、類似施設の場合ですと高低差が20メートルぐらいですが、今回の事業は、はるかに縦に長い斜面となっています。また、10-422ページで比較しているのがパネルの真ん中のAとパネルの脇のB、緑地を隔てたCの三点を選ばれていますが、今回知りたいのは、森林だったところにパネルができたことによる温度変化です。つまり、類似施設の例であれば、緑地の中とパネル部分との温度差がどれくらいかを知りたい。

三つ目は、類似施設の例であっても150メートルの緑地を通すことで0.9℃温度が下がっています。1℃の差というのはかなり大きい。パネルがあることによる温度変化はこの例ではわかりませんが、例えば南風が何百メートルかの森林を通った時とパネル設置場所を通った時とで2℃や3℃の温度差が生じる可能性があります。すると、民家への影響のみならず周辺の隣接する森林に対する影響も考えなければいけないと思います。また、この評価についても夏だけでいいのでしょうか。例えば北風が吹く冬に、自然植生であるところを風が通ったときと比較して、パネル設置場所を風が通ったときに温度が下がることも起こりうるのではないのでしょうか。そういった類似の事例やモデルのようなものについても検討していただければと思います。

【事業者】 定量的な評価は難しいかもしれませんが、できる限りそのような事例も含めて探します。

【委員】 地点Cは林の中でしょうか。

【事業者】 林の中ですが、そこだけ空き地になっていて日陰は全然ない条件です。

【委員】 植物にどれくらい影響があるかというのは問題になりますし、南の民家で気温がかなり上がると大きな影響が出てくると思われます。そういったことをもう少し調査していただきたいと思います。

【事業者】 規模は違うのですが、10-428ページに九州の事例を示しています。ここは

パネルの端部から道路5メートルを隔てて民家が立地しているのですが、その所管の自治体に確認すると、現時点までそのような苦情等は起きてないということを確認しております。

【委員】 この事例の傾斜はどのようなのでしょうか。

【事業者】 ここは平たんになっていると思います。

【委員】 平たんであるということは、既に周辺が全部開発された場所なので、自然の森林だったところとの比較とは違うと思います。

【事業者】 はい。

【議長】 パネル設置による温度変化について、さらに調査していただくということでもよろしいでしょうか。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

なければ、資料7について説明をお願いいたします。

《資料7 第181, 182 階審査会における委員意見に対する回答
について説明》

【議長】 ただいまの説明について、何かご意見、ご質問がございましたらお願いします。

【委員】 18ページのアキアカネのところは修正いただいているのですが、「事業区域外の一カ所で改変されないので生息環境は維持されると予測される」という表現自体が不適切だと思います。その表現を改めていただきたかったのですが、それに関してはいかがでしょうか。つまり、事業実施区域外が将来どのような推移をするかということは全く予想できないので、それを根拠に影響を受けないという表現はできないと思います。

【事業者】 事業実施区域の周辺域について、北側から西側については、緑地の保存区域に指定されており、行政による開発行為の規制が効いていると考えております。ただ、南側については、民地の農耕地やため池となっているため、こちらについては表現を再考させていただきます。

【委員】 事業区域外は触らないので工事の影響はない、生息環境は維持されることとはできないと思います。

18ページの非改変区域の植生について、維持は困難であるという記述になっていますが、そのまま放っておくということなののでしょうか。草原についても維持は困難だから放っておくということなののでしょうか。

【事業者】 植物の重要種の移植の話は次回にさせていただきたいと思っておりますが、新規生育地において、できる限りの環境の維持管理等は行いたいと思っております。

【議長】 希少種の移植とも関連してくると思うのですが、もう少し林全体を維持管理できないでしょうか。

【事業者】 移植行為によって新規に生息地を創出する部分については、維持管理を行うことを考えています。

【委員】 アライグマを柵で防ぐことについて、アライグマは結構運動能力が高いので、柵による囲い込みで守ろうとするにしても、かなり深読みしているいろいろなといけないみたいです。某飼育施設では逃げ出したりと、結構ノウハウが必要です。兵庫県内だと丹波の森林動物研究センターにおそらく一番アライグマ対策の情報が集中していると思うので、そこによく聞いて対策をたててください。

房総の方でアライグマ対策として囲い込み用の柵を作ったのですが、この柵のすぐ近くに木があって、そこから上って簡単に柵を越えられるということも起こっています。情報収集して、実効性のある対策をお願いしたいと思います。

【議長】 ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、最後に資料8と9について説明をお願いいたします。

《資料8 (仮称)神戸山田太陽光発電所建設事業に係る環境影響評価書案 説明会報告書, 資料9 評価書案についての意見に対する事業者の見解について説明》

【議長】 ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいですか。

ほかに無いようでしたら、本日の審査会は終了させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。事業者の方ご説明ありがとうございました。退席していただいて結構です。

《事業者退出》

【議長】 今回の議事内容には希少な植物の移植等に関する報告が含まれるとともに、意見形成に関する審議を行うと聞いております。希少な動植物等に関する情報につきましては、神戸市情報公開条例第10条第5号に定める事務事業執行情報に該当し、審査会意見形成に関しては、神戸市情報公開条例第10条第4号に定める審議・検討等情報に該当し、本審査会運営委員会第5条第1項第1号にあたるため、非公開での審議としたいと思いますがよろしいでしょうか。

《異議なし》

【議長】 ご異議がございませんようですので、今回の審査会につきましては非公開と

させていただきます。

【自然環境担当課長】

では、第 183 回審査会閉会とさせていただきます。

本日はお忙しい中ご審議いただき、まことにありがとうございました。